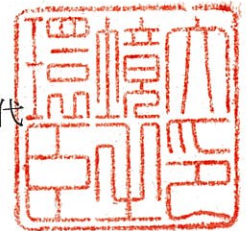


諮問 第 4 3 9 号
環水大土発第1606271号
平成 2 8 年 6 月 2 4 日

中央環境審議会会長
浅野 直人 殿

環境大臣
大塚 珠代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)

2 - [(RS) - 4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル] - 5-メトキシメチルニコチン酸アンモニウム (別名イマザモックスアンモニウム塩)

ナトリウム = (Z) - 9-オクタデセノアート (別名オレイン酸ナトリウム)

5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3 (2H) -オン (別名クロリダゾン又はPAC)

シアン酸ナトリウム (別名シアン酸ナトリウム)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1 - (3-クロロ-2-ピリジル) - 6' - {[(1RS) - 1-シクロプロピルエチル] カルバモイル} ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

6-クロロ-N², N⁴-ジエチル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン (別名シマジン又はCAT)

2 - [8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4 - (4-メトキシフェニル) - 3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル] シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

1 - (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) - 3 - (3-トリフルオロメチル-2-ピリジルスルホニル) 尿素 (別名フラザスルフロン)

5-ジプロピルアミノ- α , α , α -トリフルオロ-4, 6-ジニトロ-*o*-トルイジン (別名プロジアミン)

6-ヒドロキシ-2H-ピリダジン-3-オンカリウム塩 (別名マレイン酸ヒドラジドカリウム)

4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸イソプロピルアンモニウム (別名MCPAイソプロピルアミン塩)、4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸エチル (別名MCPAエチル) 及び4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸ナトリウム (別名MCPAナトリウム塩)

(別紙2)

4-アミノ-N-tert-ブチル-4, 5-ジヒドロ-3-イソプロピル-5-オキシ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名アミカルバゾン)

2syn-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS, 4SR, 9RS)-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1, 4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミド及び2anti-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS, 4SR, 9SR)-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1, 4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミドの混合物 (別名イソピラザム)

(RS)-1-{1-エチル-4-[4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)-o-トルオイル]-1H-ピラゾール-5-イルオキシ}エチル=メチル=カルボナート (別名トルピラレート)

5-クロロ-2-(3, 4, 4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホン) -1, 3-チアゾール (別名フルエンスルホン)

(E)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)メタノン=O-メチルオキシム (別名フルオキサストロビン)

中環審第920号
平成28年6月28日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年6月24日付け諮問第439号をもって環境大臣より、当審議会に対し
てなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 4 4 4 号
環水大土発第1608301号
平成 2 8 年 8 月 3 0 日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環 境 大 臣
山 本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

2-イソプロピルフェニル=メチルカルバマート (別名イソプロカルブ又はMIPC)

(RS) - (E) - 5 - (4-クロロベンジリデン) - 2, 2-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5 (4H)-オン (別名メタミトロン)

(別紙2)

S, S- (6-メチルキノキサリン-2, 3-ジイル) ジチオカルボナート
(別名キノメチオナート又はキノキサリン系)

tert-ブチル = (6- { [(Z) - (1-メチル-1H-5-テトラゾリル) (フェニル) メチレン] アミノオキシメチル } -2-ピリジル) カルバマート (別名ピカルブトラゾクス)

カルシウム = 3-オキシド-5-オキソ-4-プロピオニルシクロヘキサ-3-エンカルボキシラート (別名プロヘキサジオンカルシウム塩)

N- (4-メチル-6-プロパー-1-イニルピリミジン-2-イル) アニリン
(別名メパニピリム)



中環審第930号
平成28年9月1日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年8月30日付け諮問第444号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。